

# 平成 29 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

## 第 2 回 定 例 会 ( 第 1 号 )

招集年月日	平成 29 年 6 月 8 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成 29 年 6 月 8 日 午前 9 時 30 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
	散 会	平成 29 年 6 月 8 日 午前 11 時 20 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 12 名 欠席 0 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	議 長 (12)	西 嶋 二 郎	○	5	藤 原 修 治	○
	副 議 長 (8)	安 田 勝 司	○	6	岩 根 和 博	○
	1	山 本 貢	○	7	山 本 幹 雄	○
	2	波 多 野 康 博	○	9	黒 川 民 次 郎	○
	3	福 島 教 次 郎	○	10	簀 根 正 一	○
	4	栗 原 進	○	11	佐 竹 一 夫	○

会議録署名員	5番	藤原修治	6番	岩根和博
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	高橋武司
	副町長	樋ヶ 司	健康福祉課長	旭林修範
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	小田運博	建設課長	添谷正夫
	企画財政課長	井上陽生	大和事務所長	難波博恵
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	漆谷千鳥
	出納室長	木川士朗		
職務により議会に出席した者の職・氏名	議会事務局長 漆谷和彦 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

# 平成29年美郷町議会第2回定例会議事日程

(第 8 号)

平成29年 6月 8日 (木) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	請願・陳情の委員会付託
5	<p>議案の上程、説明</p> <p><b>【条例案】</b></p> <p>議案第37号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第38号 美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第39号 美郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p><b>【予算案】</b></p> <p>議案第40号 平成29年度美郷町一般会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第41号 平成29年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第42号 平成29年度美郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)</p>

議案第 4 3 号 平成 2 9 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算  
(第 1 号)

議案第 4 4 号 平成 2 9 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正  
予算 (第 1 号)

議案第 4 5 号 平成 2 9 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 1 号)

**【一般事件案】**

議案第 4 6 号 専決処分の承認を求めることについて (美郷町税条例  
の一部を改正する条例)

議案第 4 7 号 専決処分の承認を求めることについて (美郷町国民健  
康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第 4 8 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 8 年度  
美郷町一般会計補正予算 (第 6 号))

議案第 4 9 号 工事請負契約の締結について (美郷町リースハウス事  
業戸谷地区第 2 工区ハウス建設工事)

議案第 5 0 号 工事請負契約の締結について (平成 2 9 年度美郷町道  
路橋長寿命化修繕工事 (栗原橋))

議案第 5 1 号 邑智郡総合事務組合規約の変更について

議案第 5 2 号 美郷町農業委員会委員の任命について

議案第 5 3 号 美郷町農業委員会委員の任命について

議案第 5 4 号 美郷町農業委員会委員の任命について

議案第 5 5 号 美郷町農業委員会委員の任命について

議案第 5 6 号 美郷町農業委員会委員の任命について

議案第 5 7 号 美郷町農業委員会委員の任命について

**【報告事件案】**

報告第 1 号 平成 2 8 年度美郷町一般会計繰越明許費について

(開会 午前 9時30分)

●西嶋議長

おはようございます。

全員出席であります。

ただ今から、平成29年美郷町議会第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により5番・藤原議員、6番・岩根議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日8日から14日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日から14日までの7日間とすることに決しました。

日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを受けたいと思います。

●西嶋議長

番外、景山町長。

●景山町長

議長のお許しをいただきましたので、報告1件目として、中国電力の邑智電力センターの再編などについて報告をいたします。

中国電力におかれては、電力小売などの電気事業の改革を踏まえて料金水準の維持などのため事業所の再編や組織従業員数の見直しを実施しており、県内の事業所についても再編などが行われます。本町の邑智電力センターにつきましては、平成29年10月から邑智事務所となるとのことでもあります。

邑智事務所は再編により、松江電力センターが組織変更する山陰電力所の土木関係事務所として現在の邑智電力センターの土木関係業務を引継ぎ、これに伴い勤務しておられる職員数も縮小されるとのことです。尚、再編などに伴うサービスの窓口の変更などについては、別に周知、連絡をされることとなっております。私の方からは以上でございます。

●西嶋議長

樋ヶ副町長。

●樋ヶ副町長

了解をいただきましたので、報告2件目といたしまして、平成28年に議会で採択となり

ました3件の陳情への取り組み状況につきまして報告をさせていただきます。

まず初めに、奥山自治会からの町道奥山線の崩壊、落石対策についての陳情でございます。簡易な調査を行い試算いたしましたところ、すべての落石に対処することは困難な状況にあることが判明いたしました。3月に地元説明会を行い、特に危険な箇所につきましては、町単独事業で落石、防護柵を施工いたします。生活道路としては奥山農免道を利用するため、奥山線と奥山支線の道路改良を行うことと了承いただきました。今後、交付金事業として今年度要望していきたいと考えております。

2つ目に、上野連合自治会から陳情されております、上野地区急傾斜地対策事業の継続についての状況でございます。陳情採択を踏まえ島根県へ継続をお願いし、県において調査されたところ国庫補助事業での採択は困難な状況であるとの報告がございました。町といたしましては、今後、県単独事業として計画していただきたいと要望をいたしているところでございます。

3つ目に、沢谷地域連合自治会からの陳情でございますけれども、若者定住住宅の建設についての状況でございます。沢谷地域の若者定住住宅建設事業につきましては、ご要望がありました場所の九日市地区沢谷交流センター前を予定地といたしまして事業を進めております。

全体的なスケジュールといたしましては、今年度は用地買収と敷地造成工事合わせて入居者の募集を行い、平成30年度に建物の建設を行い、入居開始は平成31年4月を予定いたしております。団地の規模につきましては、敷地面積2604平方メートルで5区画の建設を予定をいたしております。

今年度のスケジュールでございますが、農用地に係る様々な手続きに関しましては、農業振興地域除外申請は既に提出を終えておりまして、秋ごろにかけまして農地転用申請を行う予定でございます。

測量設計業務につきましては、4月28日に契約を締結し、現在、用地測量を行っており、用地測量が確定した後に用地買収に着手する予定でございます。また造成工事につきましては、設計業務が完了後、今年の秋を目途に発注し、敷地内の道路の舗装を除き来春の完成を予定しております。

入居者の募集につきましては、7月頃から告知放送やホームページ、チラシ等の配付で、大阪、東京等のUIターンのフェアでもPRすることといたしておりまして、来年1月には第1次募集での入居者を決定したいと考えております。以上、陳情についての報告でございます。

報告3件目は工事発注状況でございます。発注状況につきましては、一覧表をお手元のタブレットに掲載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。以上報告させていただきます。

#### ●西嶋議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、請願・陳情の委員会付託を議題といたします。

本定例会までに受理されております請願陳情は、お手元に配布しております文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項並びに会議規則第95条の規定により、産業建設常任委員会へ付託いたしますので、審査・調査をお願いいたします。

日程第5、議案の上程説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案は、条例案3件、予算案6件、一般事件案12件、報告事件案1件の計22件であります。議案第37号から議案第57号までの21議案並びに報告事件案1件の計22件を一括上程いたします。

初めに、議案第37号から議案第39号までの条例案について順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

上程いただきました議案第37号について説明をいたします。

議案第37号美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成29年6月8日提出、美郷町長 景山良材。

初めに、各税率等について具体的な改正の数字を説明させていただき、最後に改正理由、方向性などを説明させていただきたいと思っております。そうしますと、新旧対照表の方が分かりやすいと思っておりますので、大変お手数ですが新旧対照表をご覧ください。

1ページをお願いします。第3条では所得割額の割合を規定してございますが、この所得割額を9.30から8.90に引き下げてございます。中程、第5条では均等割額について、被保険者一人当たり2万5000円を2万6000円に引き上げでございます。その下、第5条の2では、世帯別平等割額について規定しています。

2ページをお願いします。一般世帯、一世帯当たりの平等割額1万8000円を1万9000円に、また特定世帯については9000円を9500円に、特定継続世帯については1万3500円を1万4250円にそれぞれ引き上げるものでございます。中程、第7条の2では、後期支援分の均等割額について7500円を9000円に引き上げるものでございます。その下、第7条の3では、後期支援分の平等割額を一般世帯で5300円を6800円に、特定世帯で2650円を3400円に、特定継続世帯で3975円を5100円にそれぞれ引き上げるものでございます。第9条の2では、介護分の均等割額を8000円から9000円に引き上げるものでございます。その次、第9条の3では、介護分の平等割額を4500円から6300円に引き上げるものでございます。

3ページをお願いします。第23条でございますが、この第23条は、前年の所得等に応じて、それぞれ応益部分の軽減について、この3ページから最終の6ページまで規定してございますので、詳細な説明は省略させていただき概要のみ説明させていただきます。ここに掲げ

る軽減額は、均等割、平等割の基礎額から、世帯の所得などにより、それぞれ第1号が7割、第2号が5割、第3号が2割を軽減する規定となっております。また、世帯別の平等割につきましては、医療分、後期高齢者支援分、介護納付分で、それぞれに特定世帯等の軽減規定が、各号のカタカナのアからカまでのところでそれぞれ規定してございます。いずれの額も第5条の2から第9条の3に規定する額からの算定となるものでございます。以上が新旧対照表の説明でございます。

附則の説明につきましては、お手数お掛けしますが議案書の改正分の3ページの下からご覧いただければと思います。1の施行記述につきましては、公布の日から施行することを規定しております。2の適用区分としまして、改正後の規定は平成29年度分の県税について適用し、平成28年度分までの保険税については従前の例によるとしております。

それでは最後に、改正の趣旨について御説明いたします。国民健康保険につきましては、平成30年度からの島根県での広域運営となります。そのため、国保税につきましても町から県へ納める納付金の基礎となる標準保険料率の算定など、広域化に向けた準備が進められているところでございます。現段階ではまだ正式な標準保険料率は提示されておられません。本年2月の仮試算並びに昨年の一人当たりの調定額及び、国保被保険者の所得額等を参考にして今回の算定をしたものでございます。本町の状況としましては、本算定時の被保険者数は、平成28年の1193名から41名減の1152名となっております。一人当たり所得割の対象額は、36万9544円から4466円減の36万5078円。総額では2029万5000円の減額となりました。もちろん被保険者数の減少が大きな要因ではございますが、国保被保険者の所得も減少をしております。そのため現行の税率で計算した場合には、一人当たり保険税額は9万4000円弱となり、昨年の9万8000円弱から4000円の減となります。保険税収入は大きく減少し、基準超過による繰り入れが大きく増加する見込みとなります。そこで、昨年並みの保険税を確保するため、所得に左右されにくい応益部分を引き上げ、さらに一人当たり保険税額を28年に近い9万7000円程度に設定してございます。なお応益分の引き上げのみでは、被保険者の負担が極端に増加しますので、医療分の所得割を引き下げてバランス調整をさせていただきました。なお国保における平成28年の一人当たり事業費は、50万6286円と50万円を超え、県で最も高額となりましたことを参考に申し上げ、以上で議案第37号の説明を終わります。ご審議のほどをお願いいたします。

#### ●西嶋議長

番外、産業振興課長。

#### ●鳥田産業振興課長

上程をいただきました議案第38号について説明をいたします。

議案第38号美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例の制定について、美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成29年6月8日提出、美郷町長 景山良材。



提案理由でございますが次ページをごらんください。この条例は農業生産施設の設置について定めた条例でございます。平成28年度に設置をいたしました、百姓未来共同利用農機具保管施設及び惣森共同利用農機具保管施設をこのたび第2条の表に加えるものでございます。表に超える内容は、名称、百姓未来共同利用農機具保管施設、住所、位置、美郷町上野465番地1、建築年度、平成28年度でございます。次に名称、惣森共同利用農機具保管施設位置、美郷町惣森170番地1、建築年度、平成28年度、以上でございます。新旧対照表にこの表を掲げておりますので、また後ほどご参考にしていただければと思います。附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するとしております。以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします

●西嶋議長

番外、総務課長。

●小田総務課長

上程になりました議案第39号についてご説明いたします。

議案第39号美郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、美郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の条例を別紙のとおり制定するものとする。平成29年6月8日提出、美郷町長 景山良材。

この条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員の損害補償に係る補償額等に関し所要の改正を行うものです。この政令の改正は、昨年成立した一般職の職員の給与に関する法律の一部改正施行を踏まえ行われたものです。政令の改正の内容は、法律改正での扶養手当額の改定を踏まえ、消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、扶養親族がある場合の加算額を改定したものであります。この度の条例改正は、先ほど申し上げました政令改正を踏まえて条例で定める補償基礎額の加算額を改定するものです。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。1つには、配偶者がいる場合の加算額を433円から333円とします。この改正が票の改正後の欄の2行目のところであります。2つには、22歳までの子がいる場合の加算額を一人につき217円から267円とし、この場合に配偶者がいない場合は333円といたします。この改正が票の改正後の欄の3行目4行目に出ております。3つには、22歳までの孫、60歳以上の父母と祖父母、22歳以後の最初の3月31日までの弟と妹、重度心身障害者がいる場合の加算額は217円のままですが、これらの場合に、配偶者と22歳までの子がない場合の加算額を367円から300円とするものであります。この改正が票の改正後の欄の5行目から7行目と第3号のところの改正であります。

改正条例のページの下のところ、附則の箇所をごらんください。これらの附則では、この条例の施行日等を定めております。第1項では施行日と適用日を定め、政令の施行日である平成29年4月1日から適用することとしております。第2項と第3項では条例の改正に当たっての経過措置を定め、改定後の加算額の適用区分等を定めております。今回の加算額

は、この条例の改正の適用日である平成29年4月1日以降に事由の生じた場合から適用することとし、また4月1日からこの改正条例の施行前間に事由が発生し、改正前の条例により支給があったときは、その支給を内払いとすることとしております。以上で、議案第39号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

●西嶋議長

続いて議案第40号から議案第45号までの予算案6件について順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

それでは、上程になりました議案第40号についてご説明を申し上げます。

議案第40号、平成29年度美郷町一般会計補正予算（第1号）、平成29年度美郷町一般会計補正予算第1号は次の定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ686万1000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ64億7千4百86万5000円とする。歳入、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成29年6月8日提出、美郷町長 景山良材。

それではご説明を差し上げたいと思います。第1表の歳入歳出この補正予算のところ、2ページの説明を差し上げるところでございますが、内訳についてご説明差し上げたく、7ページをお開きください。歳入の内訳でございます。

2、歳入でございます。款13、国庫支出金、項2、国庫補助金、目5、総務費国庫補助金でございます。節は2総務管理費補助金説明につきまして、地方創成の地方創成推進交付金としまして、事業採択に伴います歳入を74万6000円計上させていただきました。続いて款18、繰越金、項1、繰越金、1、繰越金、節1、前年度繰越金でございます。これにつきましては、前年度の繰り越しの範囲内です、今回491万9000円を計上させていただきます。続いて、款19、諸収入、項7、雑入、目5、雑入、節2、総務費雑入でございます。これは、コミュニティ助成事業に伴います、採択に伴いますものでございまして、自治宝くじの消防関連のですね、助成金を今回追加計上をさせていただきます。続きまして、次に歳出の内訳をご説明します。

8ページをお開きください。3、歳出でございます。款1、議会費、項1、議会費、目1、議会費、節につきましてはまず最初にですね、失礼しました。細節のところ最初に申し上げなければいけませんでしたが、款1、議会費から、款10、教育委員会費までの、節2、給料、節3、教育費、節4、共済費のところでございますが、これに関する人件費につきましては、一括の説明をここでさせていただきます。こちらにつきましてはの主な要因は、4月1日の昇給並びに昇格を初めとする人事異動に伴うものでございまして、また共済費の負担の変更、育児休業などによるものの減、10月採用予定者の新規採用者の格付け増などに

よるものでございます。一般会計の総額としましては、300万5000円の増額となります。また他会計への繰出金も5会計ございます。これにつきましても、4月1日の人事異動に伴うものと共済費の負担金による人件費、また節18の繰出金の5会計の合計は298万3000円の減額となっております。失礼しました。それでは続きまして先ほど戻りまして、議会費のところでございます。節18、備品購入説明欄にあります機械器具費のところをご覧ください。こちらにつきましても、議会の方でのご利用いただいておりますタブレット、その他付属品の13台分の83万2000円を今回計上させていただきます。続きまして下の段、款2、総務費、項1、総務管理費、下の段、6、企画費のところでございます。9、旅費、企画費の印刷製本費、これは定住ポイント券の印刷というところで、29万2000円計上させていただきます。続きまして9ページをお開きください。同じく企画費でございます。需用費の説明欄、修繕費のところ10万円を計上しております。これはJR三江線の粕淵駅の屋根の修繕工事をこちらの方で追加計上をしております。

ちょっと飛びまして14ページをお開きください。14ページ中段にあります、款7、商工費、項1、商工費、目3、観光費、節19の負担金補助及び交付金でございます。説明欄、001観光費、その他負担金でございます。こちらは地方創成の交付金に伴います三瓶広域ツーリズム事業、大田市と飯南町と美郷町3町実施するもので、当初は大田市の一括申請というところで計上させていただいておりますが、それぞれの市町村において申請をするということになったことから、その部分を足したものを負担してですね、申請をさせていただくものです。

16ページをお開きください。款8、土木費、項6、住宅費、目2、住宅建設費、節のところは、15工事費でございます。住宅建築費の中の工事請負費でございます。これは都賀本郷住宅解体工事に係る産業廃棄物であるコンクリートガラ等の処分工事を今回計上させていただきました。その下の段、款9、消防費、項1、消防費、目5、災害対策費、節19、負担金補助金及び交付金のところでございます。説明欄災害対策補助金、これは宝くじの助成に伴います消防のコミュニティー事業の補助金ということで、先ほど歳入で来ました120万をそのまま助成金として助成するものでございます。

最後の18ページになります。款10、教育費、項7、保健体育費、目2、体育施設費節13、委託料、説明欄にあります。体育施設等保守管理委託料、30万計上しとります。これは久保にありますふれあい広場の球場の外であったかと思いますが、枯れた木がですね、非常に危険があったということで、伐採の費用として計上しております。以上で議案第40号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

上程いたしました議案第41号につきましても説明いたします。

議案第41号、平成29年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号、平成29年度

美郷町の簡易水道事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ159万7000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億535万5000円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成29年6月8日提出、美郷町長 景山良材。

今回の補正の主な理由でございますが、歳入歳出ともに人事異動に伴う人件費の補正による減額でございます。

6ページをお願いいたします。2歳入、款5、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金補正額159万7000円の減額でございます。7ページをお願いいたします。3歳出、款1、上水道費項1、目1ともに簡易水道事業費補正額159万7000円の減額でございます。以上で議案第41号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、上程いたしました議案第42号につきましてご説明いたします。

議案第42号、平成29年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号、平成29年度美郷町の下水道事業特別会計補正予算括弧第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ74万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6194万8000円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出決算補正による。平成29年6月8日提出、美郷町長 景山良材。

6ページをお願いいたします。今回の補正の主な理由でございますが、歳入歳出ともに人事異動に伴う人件費の補正による増額でございます。2歳入、款4、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金補正額74万9000円の増額でございます。

7ページをお願いいたします。3歳出、款1、下水道費、項1、公共下水道事業費、目1、特定環境保全公共下水道事業費15万7千円の減額でございます。款項2、目1ともに農業集落排水施設事業費、90万6000円の増額でございます。以上で議案第42号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ●西嶋議長

番外、住民課長。

#### ●高橋住民課長

上程いただきました議案第43号について説明いたします。

議案第43号、平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号、平成29年度美郷町の国民健康保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ253万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1673万9000円とする。大変申し訳ございません。歳入歳出のところで、出の字が抜けておりました。申し訳ございません。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は第1表歳入歳出予算補正による、平成29年6月8日提出、美郷町長 景山良材。

補正の理由でございますが、本年4月の定期人事異動に伴う補正となっております。6ページをお願いします。2歳入、款13、繰入金、項2、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金補正額253万4000円の減額でございます。これは職員1名分の給与費等が減少したため、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。7ページをお願いいたします。3、歳出、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、補正額253万4000円の減額でございます。定期人事異動に伴い職員1名分の給与、手当、共済費を減額するものでございます。以上で議案第43号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

続きまして、上程になりました議案第44号について説明いたします。

議案第44号、平成29年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第1号、平成29年度美郷町の国民健康保険診療所特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7926万7000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年6月8日提出、美郷町長 景山良材。

補正の理由でございますが、本年4月の職員の昇格に伴う補正となっております。6ページをお願いいたします。2歳入、款2、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金、補正額43万7000円の増額でございます。給与費、共済費の増額に伴い、繰入金を増額するものでございます。

7ページをお願いいたします。3、歳出、款1、総務費、項1、総務管理費目1、一般管理費、補正額43万7000円の総額でございます。増額の理由でございますが、看護職員1名の昇格により、給与、手当、共済費等が増額したものでございます。以上で議案第44号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第45号につきましてご説明いたします。

議案第45号平成29年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、平成29年度美郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9314万1000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年6月8日提出、美郷町長 景山良材。

こちらの補正の理由でございますが、共済費の率の変更に伴う補正となっております。6ページをお願いいたします。2歳入、款3、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金、職員給与費分の繰り入れについて、3万8000円の減額でございます。

7ページをお願いいたします。3歳出、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、3万8000円の減額でございます。この会計では人事異動はございませんで、共済

費の率の変更による減額のみを計上してございます。以上で議案第45号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

●西嶋議長

説明の途中ですが、10時30分まで休憩といたします。

(休憩 午前 10時 13分)

(再開 午前 10時 30分)

●西嶋議長

会議を再開します。

続いて議案第46号から議案第57号までの一般事件案12件について、順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

上程いただきました議案第46号につきましてご説明いたします。

議案第46号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。記、処分事項、美郷町税条例の一部を改正する条例。処分年月日、平成29年3月31日。平成29年6月8日提出、美郷町長 景山良材。

専決処分の理由でございますが、地方税法及び地方税法施行例の一部を改正する法律が平成29年3月31日公布され、その一部が4月1日に施行されるものであったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、関連する美郷町税条例等について専決処分を行ったものでございます。具体的な改正の内容等につきましては、新旧対照表がわかりやすいかと思っておりますので、そちらの方で説明させていただきたいと思っております。

お手数ですが新旧対照表をごらんください。まず1ページですが、第33条の改正は個人の住民税に関するもので、特定配当や譲渡所得等に係る所得について、確定申告書が提出されている場合であっても、その後に住民税の申告書が提出された場合、その申告に基づき、町長が課税できることなどを明確にする改正となっております。

2ページ中ほどお願いいたします。第34の9でございます。こちらは配当割額株式等の譲渡所得割額の控除の規定となっておりますが、先ほどの第33条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

3ページをお願いいたします。第48条は、法人町民税の申告納付に関する規定でございますが、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備でございます。

5ページの中ほどをお願いいたします。第50条は、同じく法人町民税関係でございますが、

不足税額の納付の方法についての規定でございます。先ほどの第48条と同じく、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備でございます。

飛びまして7ページをお願いします。上から第61条第8項でございます。こちらは固定資産税についての規定でございますが、震災等により滅失した償却資産に変わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について、法規定の新設及び法律改正に併せての改正でございます。続きまして中ほど、第61条の2でございますが、固定資産税の課税標準等の特例、いわゆる我が町特例について、その割合の規定の整備となっております。いずれも児童福祉法による事業の認可を受けた者が設置などする家屋及び償却資産の課税の特例を規定したものでございます。第1項につきましては、家庭的保育事業によるもの。第2項は、居宅訪問型保育事業によるもの。第3項は、事業所内保育事業によるものとなっております。その下、第63条の2でございます。これは居宅用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出についての規定が新設されたものでございます。

8ページをお願いします。第63条の3でございますが、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により、従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備でございます。

9ページをお願いします。下の方ですけども、第74条の2でございます。被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する常設規定を整備するものでございます。

10ページをお願いします。下の方でございますが、附則第8条の改正でございます。こちらは肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

11ページをお願いします。附則の第10条でございます。法律改正に合わせて読替規定の引用条項が変わりましたので、それに対応するよう整備するものでございます。その下、第10条の2は、固定資産税の我が町特例の割合を規定しているものでございます。地方税法の方で項のずれが出ましたので、それに負わせて整備を行っております。なお12ページでございます13項につきましては、新たに追加となったものでございます。内容としましては、国の補助により整備した特定事業所内保育施設の事業の用に供する設備を追加をしたものでございます。

12ページ中ほど、附則第10条の3でございます。新築住宅の固定資産税の減額申請についての規定でございますが、14ページから15ページにあります9項及び10項を追加をしたものでございます。追加内容としましては、9項が特定耐震基準適合住宅、10項が特定熱損失防止改修住宅等となっております。飛びまして16ページをお願いします。附則の第16条でございますが、これは軽自動車税の税率の特例についての規定となっております。軽自動車税の燃費基準による軽減特例。いわゆるグリーン化特例の適用期限を2年延長するもので、第5項、第6項、第7項を新設しております。第5項は、電気自動車、天

然ガス自動車等についての規定となっています。軽減割合は75%。第6項及び第7項は、2020年度の燃費基準に対する達成割合によるものを規定しており、それぞれ50%と25%の軽減ということになってございます。

続いて、17ページの中ほど、附則第16条の2でございます。先ほどの軽自動車税の税率の特例に関して、その判断基準及び徴収について規定をしたものでございます。

18ページをお願いします。中ほどの附則第16条の3でございますが、特定配当等に係る所得について提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確にしたものでございます。

19ページをお願いします。附則第17条の2でございますが、優良住宅の造成等のために土地などを譲渡した場合、長期譲渡所得に係る課税の特例について適用期限を3年間延長することを規定したものでございます。

20ページをお願いします。附則第20条の2第4項でございますが、外国居住者等に対する特例配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確にしたものでございます。その下、附則第20条の3でございますが、第4項において条約の適用配当等について提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確にしたものでございます。そうしますと、こちらの新旧対照表を閉じていただき、もうひとつ新旧対照表がございますので、そちらの方をお開きください。こちらこのたびの改正条例附則の第5条の関係となっております。これは平成26年に交付した一部改正条例の内、第5条の改正条項を、本年3月議会において改正する条例を制定をさせていただきました。それがこの新旧対照表左側のものでございます。それがまたこの度、地方税法の改正により、さらに右欄のように改正をするという内容でございます。もともとの表の中にあります第82条第2号アいう文言をすべて第2号アと改める。ということだけのものとなっております。新旧対照表の説明は以上でございます。

改正条例の附則の説明をいたしますので、議案第46号の改正分にお戻りください。ずっと進んでいただきまして、10ページの下からになります。第1条でございます。右側の方ですが、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。但し、附則第5条の規定については、公布の日からの施行となっております。次の第2条から第4条までは、個人の町民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置でございます。それぞれ平成29年度以降のものについて適用し、平成28年度分までのもの及び特段の定めがあるものについては、従前の例によることを規定してございます。12ページ下段の第5条につきましては、先ほど2枚目の新旧対照表の最後で説明しました一部改正条例の改正について規定をしてございます。以上が議案第46号でございます。ご審議のほどお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第47号につきましてご説明いたします。

議案第47号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求



める。記、処分事項、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。処分年月日、平成29年3月31日。平成29年6月8日提出、美郷町長 景山良材。

このたびの改正は、議案第46号と同じく地方税法等の一部改正が平成29年3月31日公布4月1日施行されたことに伴い、直ちに条例改正を必要としたため専決処分を行ったものでございます。このたびの改正は、平成29年度の社会保障の充実安定化の中で、国保税等の軽減判定所得基準の見直しが行われ、低所得者の保険料軽減措置が拡充されたことによるものでございます。こちらの方は、23条の関係のみでございますので、このまま説明をさせていただきたいと思っております。

次ページをお願いいたします。この23条は、国保税の減額の基準について定めたものでございます。第1項第2号でございますが、軽減対象となる所得の基準額のうち、被保険者数に乘じる金額26万5000円を27万円に引き上げるものでございます。これは5割軽減に係るところでございます。次に、第3号では同じく48万円を49万円に引き上げるものでございます。ここは、2割軽減に係るところでございます。

附則の説明をいたします。施行期日としまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。ただし、第2条に規定しておりますとおり改正後の規定は、29年度分以後の国民健康保険税から適用し、平成28年度分までは従前の例によるものでございます。

以上が議案第47号でございます。ご審議のほどお願いいたします。

#### ●西嶋議長

番外、企画財政課長。

#### ●井上企画財政課長

上程になりました、議案48号についてご説明を申し上げます。

議案第48号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定より、下記のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。記、処分事項、平成28年度美郷町一般会計補正予算第6号。処分年月日、平成29年3月31日。平成29年6月8日提出美郷町長 景山良材。

専決第1号平成28年度美郷町一般会計補正予算、第6号、平成28年度美郷町の一般会計補正予算第6号は次の定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2991万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億3437万円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出決算補正による。繰越明許費の補正、第2条繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。地方債の補正、第3条地方債の変更は第3表地方債補正による。平成29年3月31日、専決処分、美郷町長 景山良材。

専決処分の内容でございます。まず、歳入につきましては年度末に至りまして、地方贈与税、地方交付金、それから地方交付金等が確定したことによります増額補正でございま

す。歳出面におきましては、歳入の確定に伴います基金の積立金の計上を行いましたので、御報告を申し上げます。申し上げますが紙面ですので、ページ数が挿入されておりませんので、タブレット上でのページでお示ししてご説明をさせていただきます。それでは最初に3ページ目となります。第1表、歳入歳出の補正の予算、主な歳入の内容をご御説明します。

そうすると意味内容につきましては、10ページの方をお開きください。2、歳入でございます。款2、地方譲与税から款7、自動車取得税交付金までにつきましては、交付額の確定による補正でございます。これをすべてここである合計をいたしまして、785万千円の減額となりました。一番下の次ページの11ページをごらんください。ここで一番下の款9、地方交付税、項1、地方交付税1、目1、地方交付税でございます。こちらにつきましては特別交付税の増額がございまして、6224万円を増額計上しております。これにつきましては、平成28年度との地方税、地方交付税との対比をしますと、前年対比としまして4%の減額となりました。

続いて、次ページの方をお願いします。中ほどの款17、繰越金、項2、基金繰越金、1財政調整基金繰入金でございます。これにつきましては、このたびの交付税等の増に伴いまして、基金の繰り入れを取りやめて、1500万ありましたが、とりやめて計上しております。またその下、目9、電算機器管理基金繰入金これにつきましても同様に向け基金の繰り入れを取りやめて、0円とさせていただきました。その下、款20、町債、項1、町債、目4、農林費でございます。節2、林道整備事業費、林道事業債を過疎債から公共事業債に充当替えをさせていただきました。610万円の充当替えです。節5、集落営農農業債です。こちらにも10万円の充当の減を計上しました。その下、目5、土木費債節1、道路整備事業債過疎対策事業債最後、上と同様で一般財源を充当させて充当額を落としております。

次ページをごらんください。13ページになります。13ページにつきまして、款、同じく町債でございます。節4、若者定住住宅建設事業債これにつきましては、20万の過疎債への充当替えをしております。歳入歳出についての内訳については以上でございます。続いて、第2表の繰越明許費の補正について説明を差し上げたく、6ページまで戻っていただきます。第2表の繰り越し明許費補正でございます。款3、民生費、項1、社会福祉費事業名は障害者福祉施設整備費補助金事業でございます。1728万を繰越しと計上しとります。これは理由につきましては、年度が、この補助金の決定につきましては、3月の議会の方で承認いただきましたが、年度内平成28年度内での実績報告が工程上困難であるということから、繰越として精査させていただきます。続きまして下の段、款8、土木費、項6、住宅費事業名建設課公用車購入事業金額が139万1000円。こちらは年度内の、これも同様に3月の議会で第1回定例会で繰り越し承認いただきましたが、年度内での納期が困難ということで、今回補正の方に入れさせていただきました。あわせて繰越明許費の補正としましては、1867万1000円を上げさせていただきます。あわせて繰越明許費の補正としましては、1867万1000円を上げさせていただきます。

最後に第3表地方債の補正です。7ページ、次ページの7ページをごらんください。今回、補正前、補正後の中で、変更、補正をさせていただきましたのが、上から7段目ですね、集

落営農事業債。こちらは先ほど説明させていただきました。10万円の減ということで、3870万を過疎債ですね充当しとります。また同様にその下、3段下道路整備事業債、こちらですね、9230万を限度額としておりましたが、10万円減額しまして9220万とさせていただきます。また、その下の段、若者定住住宅建設事業債これは890万を限度額としておりましたが、910万円過疎債を20万計上、追加計上させていただいて、910万円とさせていただきます。補正前、補正後につきまして、合計額の方は変わらず6億2690万どうなっております。以上で議案第46号の説明を終わります。ご審議の方よろしく願います。すみません。48号です。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

上程になりました議案第49号についてご説明申し上げます。

議案第49号工事、請負契約の締結について次のとおり、工事費請負契約を締結したいので地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。平成29年6月8日提出美郷町長 景山良材。

記、1、契約の目的、美郷町リースハウス事業栢谷地区第2工区ハウス建設工事、2、契約金額、一億996万5600円、3、契約の相手方、出雲市今市町北本町2丁目9番地7株式会社 田中種苗、代表取締役 田中充、4、契約の方法、一般競争入札。

この工事の内容について、ご説明いたします。この工事は、平成29年5月31日に一般競争入札を行い、株式会社田中種苗、大信産業株式会社が入札に参加をいたしました。落札者は株式会社 田中種苗で、落札金額1億182万円消費税814万5600円を加え、請負金額は1億996万5600円でございます。仮契約は、平成29年5月31日に締結をしております。工期は、本件議決の日から平成29年12月15日までとしております。施行場所は美郷町栢谷で、昨年施工しました4棟の並びに11棟を建設いたします。主な工事内容ですが、間口8m延長45mのパイプハウス、11棟ハウス内の養液栽培施設及び環境測定機器、暖房器具一式、複合環境制御関係の電気設備一式、受変電設備一式、ハウス敷地軟弱地盤の改良、給液装置一式、給水液肥配管工事等でございます。

以上、議案第49号の説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

上程になりました議案第50号につきましてご説明いたします。

議案第50号、工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。平成29年6月8日提出、美郷

町長 景山良材。

記、1 契約の目的、平成 29 年度美郷町道路橋長寿命化修繕工事栗原橋。2 契約金額、8 4 2 4 万円。契約の相手方、美郷町乙原 1 6 7 番地 1、大五建設有限会社、代表取締役、尾崎康治。4、契約の方法、指名競争入札。

内容につきましては、平成 29 年 5 月 31 日に指名競争入札行い、指名業者は 9 社、一社入札辞退をされ、入札参加者は有限会社福間工務店、岡山産業有限会社、坂東建設、上原土木有限会社、邑東建設有限会社、置名土木有限会社、神崎建設有限会社、大五建設有限会社、以上 8 社でございます。落札者は、大五建設有限会社 代表取締役 尾崎康治で、落札金額は 7 8 0 0 万円、消費税 6 2 4 万円を加えた請負契約金額は、8 4 2 4 万円でありまして、仮契約は、平成 29 年 6 月 2 日に締結しております。工期は、本件議決日の翌日から起算して 2 8 9 日目にあたる平成 30 年 3 月 30 日までとするものでございます。施工場所は吾郷地内、江の川に架かる栗原橋で、主な工事内容につきましては、橋長 2 4 9 . 8 メートル、道路幅員は 4 メートルのアーチ橋の高欄を含む塗り替え塗装 5 3 2 4 m<sup>2</sup>、鋼橋足場一式、取付部防護柵取替工一式、標識板取替工一式、迂回路整備工一式、を実施します。

以上が議案第 5 0 号でございます。よろしくお願いたします。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●小田総務課長

上程になりました議案第 5 1 号についてご説明いたします。

議案第 5 1 号、邑智郡総合事務組規約の変更について、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、邑智郡総合事務組規約を変更することについて議会の議決を求める。平成 29 年 6 月 8 日提出、美郷町長 景山良材。

この規約変更は、邑智郡総合事務組規約で定め、邑智郡 3 町で共同処理する事務についてその事務の内容を変更するものです。同組規約を変更するに当たり、構成 3 町の議会の議決を経る必要があるため、提出するものであります。新旧対照表をお願いいたします。変更の概要について、新旧対照表によりご説明いたします。今回変更する第 3 条第 1 項第 5 号は、郡事務組合の介護保険課が所管する介護保険法に基づく介護保険事業に関する事務について定めております。表の現行の欄をごらんください。現在の規定では、事務組合が行う事務と、括弧書きで除く事務とを定めており、除く事務とは構成 3 町が行う介護保険事業の事務のことを指します。票の改正後の欄をごらんください。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づき、情報提供ネットワークシステムが本年 7 月 1 8 日から運用開始予定であり、自治体等の間で情報が連携されます。この運用に当たり、介護保険事業に関わるマイナンバーを含んだ特定個人情報の紹介提供の事務は、構成 3 町が行うことから事務の取扱いについて新たに規定を加えるものです。合わせて文言整理を行うこととし、構成 3 町の介護保険事業に関する事務について、現行の括弧書きで除く事務としているところを、改正後は、ただし書きで各号列記の記

載をするものであります。

以上で議案第51号の説明を終わります。ご審議のほどをお願いいたします。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

上程になりました議案第52号についてご説明をいたします。

議案第52号、美郷町農業委員会委員の任命について、美郷町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律、第8条第1項の規定により議会の同意を求める。記、住所、島根県邑智郡美郷町地頭所66番地1。氏名、安田光憲。生年月日、昭和16年11月2日。平成29年6月8日提出、美郷町長 景山良材。

提案理由、現在の委員の任期が平成29年7月31日で満了することから、安田光憲氏を農業委員会等に関する法律法律施工規則第2条第1号のチの委員として任命したいため。

提案理由についてももう少し詳しくご説明を申し上げます。本年の7月31日に任期が満了します美郷町農業委員について、改正になりました農業委員会等に関する法律に沿って、8月1日からの新たな農業委員について選任しましたので、法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。まず農業委員の募集につきましては、平成29年3月1日から3月31日までの間実施をいたしました。しかし定数に満たなかったために、4月1日から14日までの間、追加募集を行い、最終的に6名の定員に対し7名の募集がありました。すべて推薦を受けられた方々です。その後4月19日に候補者評価委員会による選考を行い、美郷町長に選考結果を報告し、選考の結果のとおり決定が行われ、このたびの議会の同意を求める議案上程となりました。選任いたしました安田光憲氏につきましては、法律施行規則の第2条第1号のチの地域の指導的立場であるものという条項に該当するとして選任をいたしました。

続きまして、議案第53号でございます。

議案第53号美郷町農業委員会委員の任命について、美郷町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。記、住所、島根県邑智郡美郷町千原415番地3。氏名、山田昇。生年月日、昭和26年6月2日。平成29年6月8日提出、美郷町長 景山良材。

提案理由、現在の委員の任期が29年7月31日で満了することから、山田昇氏を農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号のチの委員として任命したいため。

議案第53号でございます。専任までの経過は議案第52号と同様でございますので省略をさせていただきます。山田氏は、法律施行規則の第2条第1号のチの地域の指導的立場にあるものという条項に該当するとして選任をいたしました。

続いて議案第54号でございます。

議案第54号美郷町農業委員会委員の任命について、美郷町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求

める。記、住所、島根県邑智郡美郷町村之郷 3 3 0 番地。氏名、浅原譲。生年月日、昭和 3 2 年 7 月 1 6 日。平成 2 9 年 6 月 8 日提出、美郷町長 景山良材。

提案理由、現在の委員の任期が 2 9 年 7 月 3 1 日で満了することから、浅原譲氏を農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項第 2 号の委員として任命したいため。

選任した浅原譲氏でございます。選任の経過は前号と同様でございます。浅原譲氏は、法律第 8 条第 5 項第 2 号の認定農業者である法人の役員であるとの条項に該当することで選任をいたしました。

続きまして議案第 5 5 号、美郷町農業委員会委員の任命について、美郷町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求め。記、住所、島根県邑智郡美郷町上野 4 5 番地 2 氏名 生駒繁視、生年月日、昭和 2 2 年 1 0 月 1 0 日、平成 2 9 年 6 月 8 日提出、美郷町長 景山良材。提案理由、現在の委員の任期が平成 2 9 年 7 月 3 1 日で満了することから、生駒繁視氏を農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 1 号との委員として任命をいたしたいため。

選任いたしました生駒繁視でございますが、経過については同様でございます。生駒繁視は法律施行規則第 2 条第 1 号トの区域内の農業において中心的な立場にあるものという条項に該当しております。

続きまして、議案第 5 6 号、美郷町農業委員会の委員の任命について、美郷町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求め。記、住所、島根県邑智郡美郷町乙原 7 4 1 番地。氏名、品川喜代市。生年月日、昭和 2 3 年 3 月 1 2 日。平成 2 9 年 6 月 8 日提出、美郷町長、景山良材。

提案理由、現在の委員の任期が平成 2 9 年 7 月 3 1 日で満了することから、品川喜代一氏を農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項第 1 号の委員として任命したいため。

選任しまし品川喜代一氏でございます。選任過程は同様でございますが、品川喜代一氏は、法律第 8 条第 5 項第 1 号で規定されます認定農業者であることにより、該当して選任をしております。

続いて第 5 7 号です。議案第 5 7 号美郷町農業委員会委員の任命について、美郷町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求め。記、住所、島根県邑智郡美郷町地頭所 2 1 7 番地。氏名、田丸初女。生年月日、昭和 2 3 年 7 月 2 4 日。平成 2 9 年 6 月 8 日提出、美郷町長 景山良材。

提案理由、現在の議員の任期が平成 2 9 年 7 月 3 1 日で満了することから、田丸初女氏を、農業委員会等に関する法律第 8 条第 6 項の委員として任命したいため。

田丸氏でございますが、選任の経過は同様でございます。田丸氏は、法律第 8 条 6 項の農業委員会の事務所掌に属する事項に利害関係を有しない者ということで選任をいたしております。なお、このたび、選任した委員の任期でございますが、法律で定められております 3 年といたしまして、本年の 8 月 1 日から平成 3 2 年 7 月 3 1 日までとしております。以上、本年の 8 月 1 日からの新たな農業委員の選任について同意を求めますので、よろしくご

審議のほどお願いいたします。なお、委員の推薦と同じく募集をしておりました農地利用最適化推進員につきましては、農業委員会が委嘱することになりますので、来月の農業委員会にて決定し、新たな農業委員により、8月1日以降に委嘱されますことを申し添えておきます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

続いて、報告第1号について説明を求めます。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

上程をいただきました、報告第1号についてご報告を申し上げます。

報告第1号、平成28年度美郷町一般会計繰越明許費について、地方自治法第213条の規定により繰り越したので、同法施行令第146条第2項により下記のとおり報告する。平成29年6月8日提出。美郷町長 景山良材。

今回、一般会計の繰越明許の計算書でございます。去る3月の第1回定例会議会におきまして、繰越明許費としての議決をいただいたところでございますが、施行例の規定によりまして、地方公共団体の長は、繰越明許費に関わる歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会までに報告しなければならない旨の規定になっており、このたび改めて報告をさせていただくものでございます。内容につきましては、先ほど28年度補正第6号のですね、繰越明許の補正において承認を求めました、障害者福祉施設整備費補助金事業並びに公用車購入事業に係るそれぞれの金額を追加して、2億3129万8963円を、翌年度の繰越として報告するものでございます。報告につきましては、事業名並びに金額は翌年の金額を読み上げまして、報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。まず美郷町誇りのもてるふるさと事業、金額50万円、翌年度限度額50万、個人番号カード交付金事業、金額40万1000円、翌年度繰越額40万1000円、障害者福祉施設整備補助金事業、1728万円、翌年度繰越額1728万、林道信喜線改良事業、金額、事業費、4750万1000円、翌年度繰越額、1042万920円、町道二タ合谷線改良事業、1910万円、翌年度繰越額、1280万円、町道連水線改良事業、事業費3000万円、翌年度繰越額が1943万6000円、町道粕淵三瓶線、通学路安全対策事業、事業費2400万、翌年度繰越額1618万1000円、町道乙原築瀬線、災害防除事業、事業費、2241万5000円、翌年度繰越額、1443万5000円、町道別府線側溝整備事業、事業費1000万円、翌年度繰越額、500万円、美郷町橋梁長寿命化事業、需要費6000万円、翌年度繰越額、2194万2579円、建設課公用車購入事業、事業費、139万104円、翌年度繰越額繰139万104円、現年農業災害復旧事業、事業費1229万2120円、翌年度繰越額、1000万円、現年農業施設災害復旧費、4928万9880円、翌年度繰越額、3257万6000円、現年林業施設災害復旧費、事業費、4028万3000円、翌年度繰越額、1644万8040円、

現年土木施設災害復旧費、事業費、8702万6000円、翌年度繰越額、5248万8320円、事業費の合計、4億2147万8104円、翌年度繰越額、2億3129万8963円でございます。以上、よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

以上で、全議案並びに報告事件案の説明が終わりました。

質疑は、12日に日程を取りますのでよろしくお願いいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。次の会議は、12日の月曜日、定刻より開きます。本日は、これもちまして散会といたします。

なお、この後、午後1時から、この場におきまして、全員協議会を開会いたしますのでよろしくお願いいたします。

ごくろうさまでした。

(散 会 午前 11 時 20分)